

焼津水産化学工業株式会社 第65期決算公告
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	12,995,185
現金及び預金	6,504,252
受取手形	90,271
売掛金	3,079,634
商品及び製品	1,052,949
仕掛品	143,397
原材料及び貯蔵品	1,812,315
関係会社短期貸付金	150,000
その他	162,363
固定資産	8,176,261
有形固定資産	5,162,852
建物	1,159,755
構築物	118,240
機械及び装置	1,193,651
車両運搬具	3,892
工具器具及び備品	89,261
土地	2,594,122
リース資産	2,872
建設仮勘定	1,056
無形固定資産	50,351
工業所有権	15
電話加入権	0
水道施設利用権	163
ソフトウェア	50,172
投資その他の資産	2,963,057
投資有価証券	2,268,993
関係会社株式	200,000
関係会社長期貸付金	80,000
前払年金費用	266,003
出資金	51,110
長期前払費用	45,080
その他	56,191
貸倒引当金	△ 4,321
資産合計	21,171,446

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	1,611,315
買掛金	902,356
リース債務	1,053
未払金	261,451
未払法人税等	34,517
未払消費税等	9,613
未払費用	108,456
預り金	10,021
賞与引当金	137,871
設備関係未払金	133,609
その他	12,364
固定負債	457,576
リース債務	2,106
繰延税金負債	404,419
役員株式給付引当金	51,049
負債合計	2,068,891
(純資産の部)	
株主資本	18,197,970
資本金	3,617,642
資本剰余金	3,446,122
資本準備金	3,414,133
その他資本剰余金	31,989
利益剰余金	11,142,389
利益準備金	348,182
その他利益剰余金	10,794,206
固定資産圧縮積立金	23,378
繰越利益剰余金	10,770,828
自己株式	△ 8,184
評価・換算差額等	904,584
その他有価証券評価差額金	904,584
純資産合計	19,102,555
負債及び純資産合計	21,171,446

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,577,805
売上原価		8,512,764
売上総利益		2,065,041
販売費及び一般管理費		1,921,694
営業利益		143,346
営業外収益		
受取利息	3,178	
受取配当金	36,683	
受取賃貸料	37,010	
補助金収入	2,454	
その他	19,835	99,163
営業外費用		
投資事業組合運用損	14,926	
損害賠償金	2,132	
減価償却費	18,367	
その他	9,653	45,079
経常利益		197,430
特別利益		
固定資産売却益	1,584	
圧縮未決算特別勘定戻入額	7,721	9,306
特別損失		
固定資産除却損	11,010	
減損損失	18,757	
損害賠償金	5,181	
固定資産圧縮損	7,721	42,671
税引前当期純利益		164,065
法人税、住民税及び事業税	53,436	
法人税等調整額	△2,683	50,752
当期純利益		113,312

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 子会社株式

移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

・ 市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、焼津工場の建物、機械及び装置は定額法

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～31年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

期間均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、調味料、機能食品及びその他の食品等の製造・販売業務を営んでおります。これらの業務においては、顧客との販売契約に基づき、受注した商品及び製品を供給する履行義務を負っており、原則として商品及び製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しておりますが、国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引とし

て有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について金融負債を認識しております。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益とし、当社に残存する支給品の期末残高については金融資産を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,527,458千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	2,504千円
土地	176,518千円
計	179,022千円

(注) 上記資産は、協同組合焼津加工センターの金融機関からの借入金802,475千円に対して担保に供しています。

(3) 区分表示されたもの以外の関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	12,266千円
② 短期金銭債務	703千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

売上高	49,448千円
仕入高	33,290千円
販売費及び一般管理費	501千円
営業取引以外の取引高	17,847千円

(2) 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
青森県東津軽郡	遊休資産	建物及び構築物 機械及び装置 土地

① 減損損失を認識するに至った経緯

将来の使用見込みがなくなった当社青森工場について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（18,757千円）として特別損失に計上しております。

② 資産のグルーピングの方法

事業用資産については事業区分を基にグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとに減損損失の判定をしております。

③ 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しております。遊休資産の建物及び土地については不動産鑑定評価額に基づく評価を行っております。

種 類	金 額
建物及び構築物	8,425 千円
機械及び装置	1,278 千円
土地	9,053 千円
合計	18,757 千円

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	41,857千円
未払事業税	8,377千円
有価証券評価損	16,785千円
減損損失	6,414千円

その他	46,388千円
繰延税金資産小計	119,824千円
評価性引当額	△38,906千円
繰延税金資産合計	80,917千円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	10,219千円
前払年金費用	80,758千円
その他有価証券評価差額金	394,359千円
繰延税金負債計	485,337千円
繰延税金負債の純額	404,419千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.36%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.03%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.37%
住民税均等割	7.98%
試験研究費等の税額控除	△10.06%
評価性引当額の増減	1.16%
その他	△0.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.93%

5. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有者)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	マルミフーズ株式会社	100	水産物の加工・販売	直接100	兼任1名	当社商品の仕入先	受取賃貸料	15,419	その他(流動負債)	1,174
							受取利息	1,936	その他(流動負債)	457
							資金の貸付	400,000	関係会社短期貸付金	100,000
							資金の回収	420,000	関係会社長期貸付金	80,000

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

1. 受取賃貸料については、第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,669円48銭
- (2) 1株当たり当期純利益 9円95銭

(注) 当社は、監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする信託を通じた株式報酬制度を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度63,123株)。

7. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について)

- (1) 株式併合について

当社は、2024年5月16日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、第1号議案「株

式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議し、いずれも原案通り承認可決されました。

① 株式併合を行う目的及び理由

当社が2024年4月8日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、Jump Life株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社株式の全てを取得することにより、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的に、2024年2月6日から2024年3月26日までの33営業日を公開買付けにおける買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。

本公開買付けの結果、公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日である2024年3月29日をもって、公開買付者が当社の親会社に該当することとなりました。

しかしながら、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社は、公開買付者の要請を受け、2024年4月8日開催の当社取締役会において、当社の株主を公開買付者のみとするために、本株式併合を実施することを2024年5月16日開催の臨時株主総会（以下「本臨時総会」といいます。）に付議することを決議いたしました。そして、本臨時株主総会において原案通り承認可決されたため、2024年6月10日を効力発生日として次項に記載の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行った結果、公開買付者以外の株主の皆様は、1株に満たない端数となりました。

② 株式併合の要旨

(イ) 株式併合の日程

a. 臨時株主総会基準日公告日	2024年3月16日（土）
b. 臨時株主総会基準日	2024年3月31日（日）
c. 取締役会決議日	2024年4月8日（月）
d. 本臨時株主総会開催日	2024年5月16日（木）
e. 整理銘柄指定日	2024年5月16日（木）
f. 最終売買日	2024年6月5日（水）
g. 上場廃止日	2024年6月6日（木）
h. 本株式併合の効力発生日	2024年6月10日（月）

(ロ) 株式併合の内容

- a. 併合する株式の種類
普通株式
- b. 併合比率
当社株式1,430,275株を1株に併合いたします。
- c. 減少する発行済株式総数
11,442,198株
- d. 効力発生前における発行済株式総数
11,442,205株
(注) 当社は、2024年4月8日開催の当社取締役会において、2024年6月7日付で自己株式8,193株（2024年3月31日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。
- e. 効力発生後における発行済株式総数
7株
- f. 効力発生日における発行可能株式総数
28株
- g. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「① 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となりました。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が保有する当社株式の数

に、本公開買付けにおける公開買付価格と同額である1,438円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様にご交付できるような価格に設定する予定です。

(ハ) 上場廃止について

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社は、2024年6月10日を効力発生日として本株式併合を実施し、その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に該当したことから、2024年5月16日から2024年6月5日までの間、整理銘柄に指定された後、上場廃止となりました。

(2) 定款一部変更について

① 定款変更の目的

- (イ) 第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は28株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (ロ) 第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (ハ) 第1号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第17条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

② 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第5条（条文省略）	第1章 総 則 第1条～第5条（現行どおり）
第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000万株</u> とする。	第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>28株</u> とする。
<u>（単元株式数）</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	（削除）
<u>（単元未満株式についての権利）</u> 第8条 当社の株主は、 <u>その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</u> 1 <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2 <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3 <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4 <u>次条に定める請求をする権利</u>	（削除）
<u>（単元未満株式の買増し）</u> 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式	

<p><u>取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第10条～第11条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第16条（条文省略）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条～第36条（条文省略）</p>	<p>第7条～第8条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会 第9条～第13条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第14条～第32条（現行どおり）</p>
---	---

③ 定款変更の日程
2024年6月10日

（取得による企業結合）

当社は、2024年4月8日開催の取締役会において、真富士屋食品株式会社（以下、「真富士屋食品」といいます。）の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年4月23日付で真富士屋食品の全株式を保有する大関株式会社と株式譲渡契約を締結しました。企業結合の概要は以下の通りです。

(1) 被取得企業の概要

被取得企業の名称：真富士屋食品株式会社
事業の内容：液体食品、レトルト食品、乾燥食品等の製造販売

(2) 企業結合を行った主な理由

中期経営計画の戦略に基づき、中食・外食分野の事業拡大を目的として、当該分野の製品開発力および製造供給能力の強化を図るため。

(3) 企業結合日

2024年4月23日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(資本金の額の減少)

当社は、2024年6月27日開催の第65期定時株主総会に「資本金の額の減少の件」について付議し、原案通り承認可決されました。

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

資本金の額3,617,642,816円のうち3,267,642,816円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を350,000,000円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額3,267,642,816円をその他資本剰余金に振り替えることとします。

(3) 資本金の額の減少の日程

取締役会決議日	2024年6月17日
定時株主総会決議日	2024年6月27日
債権者異議申述最終期日	2024年8月29日(予定)
効力の発生日	2024年8月30日(予定)

(4) 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、当社の業績に与える影響はございません。

~~~~~  
(注) 計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。